

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県高崎市倉賀野町2642番地

氏 名 株式会社関口フレーム
代表取締役 小林文一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

高崎市長

富岡 賢治



許可の年 月 日

令和 7年 4月 28日

許可の有効期限

令和 12年 4月 27日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を除く）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、
⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・
コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉱さい、⑮がれき類、⑯ばいじん（以上16種類）
※汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについ
ては、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(3) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を含む）

①汚泥、②廃プラスチック類、③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
④がれき類（以上4種類）

※汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
については、石綿含有産業廃棄物を含むものに限る。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替 え又は保管を行う産業廃棄物の種類

(1) ア 積替え又は保管施設の設置場所

群馬県高崎市倉賀野町2642番

イ 産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

ウ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の保管能力	
保管面積 55.71㎡	保管容量 56.88㎡
3 許可の条件	
なし	
4 許可の更新、変更の状況	
平成 22年 4月 28日	新規許可
平成 27年 4月 28日	更新許可
令和 2年 4月 28日	更新許可
令和 6年 12月 19日	変更許可
令和 7年 4月 28日	更新許可
5 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有・ ☒ 無